

**「鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について」の  
「子ども・子育て支援金制度創設に伴う国民健康保険料の見直し（新設）」の  
訂正に関する議決について**

健康福祉部保険年金課

## 1 提案理由

令和8年1月14日付けで三重県国民健康保険課より通知のあった「令和8年度国民健康保険事業費納付金等本算定における標準保険料率」について、三重県による算定過程に誤りがあり、これに伴う連絡がなされました。

つきましては、先般の本協議会（令和8年1月29日開催）において承認をいただいた当初案を、適正な数値に訂正した上で、改めて本案を提出し、御審議を仰ぐものです。

## 2 新旧対照表

子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率

|               | 前回承認の数値（A） | 今回の訂正数値（B） | 増減（B－A） |
|---------------|------------|------------|---------|
| 所得割率          | 0.74%      | 0.26%      | △0.48%  |
| 均等割額          | 1,067円     | 1,078円     | +11円    |
| 平等割額          | 727円       | 735円       | +8円     |
| 18歳以上<br>均等割額 | 125円       | 126円       | +1円     |